（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額を、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費の額及び同条第三号の規定により算定された配電関連費の額

三　［略］

3　事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、送配電非関連固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、非特定需要及び特定需要ごとに特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額及び追加固定費に整理された特殊変動額を送配電関連費及び配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額を、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額

二　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第十九条第二号の規定により算定された送配電関連費の額

三　［略］

3　事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費に配分し、並びに同項第三号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、送配電非関連固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、非特定需要及び特定需要ごとに特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電関連費に整理された特殊変動額及び追加固定費に整理された特殊変動額を、送配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

4　事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）、第十九条第六項又は第三十七条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

6　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第三項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第三十七条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。

7　事業者は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあっては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

8　［略］

4　事業者は、送配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）、第二十二条第六項又は第四十条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

6　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第三項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された特殊変動費、第二十二条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第四十条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

7　事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

8　［略］